ふれあい・いきいきサロン
活動の手引き

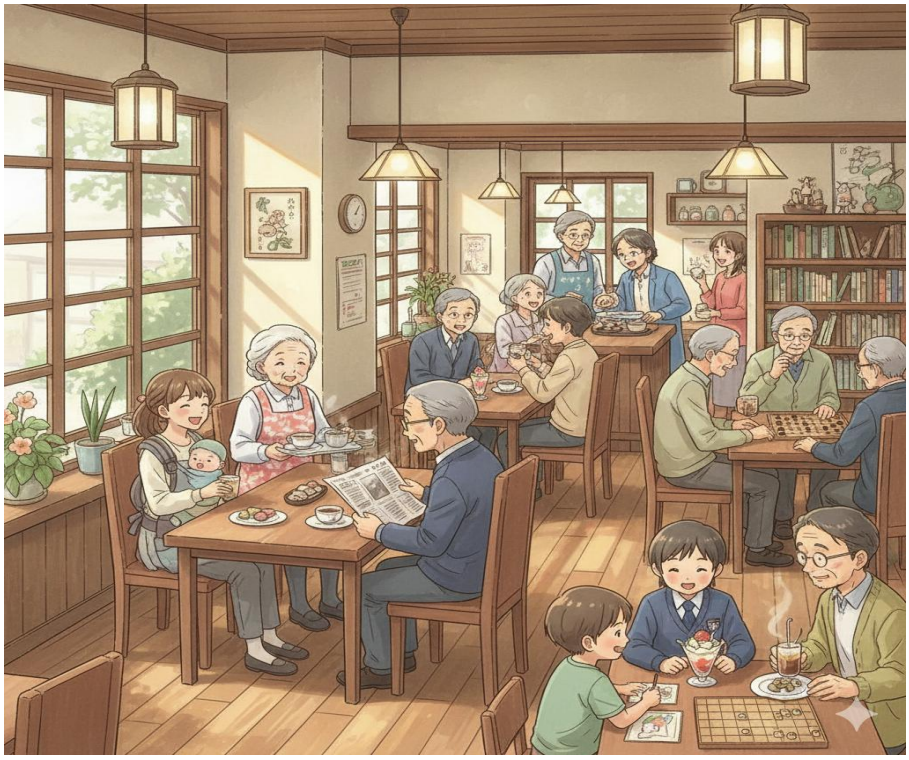

社会福祉法人　多摩市社会福祉協議会

地域福祉推進課　まちづくり推進担当

〒206-0011　多摩市関戸 4-72　ヴィータ・コミューネ 7 階

多摩ボランティア・市民活動支援センター内

電話　042-373-5616　　FAX　042-373-6629

目 次

1. 登録申請から助成金交付、報告までの流れ(P.1～2)
　└登録申請のみ(P.1)　登録及び助成金申請(P.2)

2. 登録について(P.3)

3. 保険について(P.4)

4. 助成金について(P.5～6)

5. 各種様式記入見本(P.7～12)

6. Q&A(P.13)

1. 登録申請から助成金交付、報告までの流れ

（1）登録申請の流れ　※①、②は提出が必要

登録のみ申請する団体

①登録申請
【提出書類】　◆ふれあい・いきいきサロン登録申請書（第１号様式）
◆世話人（スタッフ）名簿（任意書式）

⇩

審査（審査基準：第２号様式）

⇩

登録決定
【通知】ふれあい・いきいきサロン登録決定通知書（第３号様式）

【同封】
◆ふれあい・いきいきサロン開催報告書（第１０号様式）
◆ふれあい・いきいきサロン活動内容等変更届（第５号様式）

登録不決定
【通知】ふれあい・いきいきサロン登録不決定通知書（第４号様式）

⇩

②開催報告（翌月１０日までに毎月提出）
【提出書類】　ふれあい・いきいきサロン開催報告書（第１０号様式）

(2)登録及び助成金申請の流れ　※①～④は提出が必要

助成金も申請する団体

①登録申請
【提出書類】 **◆ふれあい・いきいきサロン登録申請書（第１号様式）**
◆世話人（スタッフ）名簿（任意書式）

⇩

審査（審査基準：第２号様式）

⇩

登録決定
【通知】ふれあい・いきいきサロン登録決定通知書（第３号様式）

【同封】
◆ふれあい・いきいきサロン開催報告書（第１０号様式）
◆ふれあい・いきいきサロン活動内容等変更届（第５号様式）

登録不決定
【通知】ふれあい・いきいきサロン登録不決定通知書（第４号様式）

⇩

②助成金交付申請
【提出書類】
◆ふれあい・いきいきサロン活動助成金交付申請書兼請求書（第６号様式）
◆通帳のコピー（振込先確認のため、必ず添付してください）

⇩

審査（審査基準：第７号様式）

⇩

交付決定
【通知】ふれあい・いきいきサロン活動助成金交付決定通知書（第８号様式）

不交付決定
【通知】ふれあい・いきいきサロン活動助成金不交付決定通知書（第９号様式）

⇩

助成金交付
助成金交付申請書兼請求書に基づき、指定の口座に助成金を振り込みます。

⇩

③開催報告（翌月１０日までに毎月提出）
【提出書類】ふれあい・いきいきサロン開催報告書（第１０号様式）

⇩

④事業実績報告（年度終了後、速やかに提出）
【提出書類】ふれあい・いきいきサロン事業実績報告書（第１１号様式）

2. 登録について

※登録申請書の書き方はＰ７をご参照ください

（1）登録することで受けられる支援の内容

①ふれあいサロン・社協行事傷害保険への加入
②サロンの運営に関する相談
③活動情報の提供
④広報活動
⑤サロン活動等助成金の交付（申請制。審査あり）

（2）登録するための条件

①サロン運営に必要な方
代表者　…　代表者を１名選出してください。
世話人　…　２名以上。参加者が交代しても可。
参加者　…　特定の限られた方に限定せず、広く参加者を受け入れてください。

②実施場所→各サロンにて確保してください
多摩市内の公民館、集会所、店舗、空き家、自宅、企業の会議室等

③活動回数
原則、月１回以上

④活動内容
参加者同士の交流を図るもの。

⑤参加費
自主運営を心掛け、必要に応じて参加費を設定しましょう。

次のような活動は、ふれあい・いきいきサロンとは認められません
①営利行為を目的とした活動
②政治行為にかかる活動
③宗教活動にかかる活動
④法令または公序良俗に違反する活動

（3）登録期間

登録決定日からその年度の３月３１日まで
※次年度も引き続き活動をする場合、登録の更新が必要です。

3. 保険について

(1)保険について

登録済み(された)のサロンについては、社会福祉協議会の費用負担により、あらかじめ保険に加入しております。
サロン活動中のけがや事故に備えた保険です。

①保険の対象になる人

〇世話人（スタッフ）
〇参加者

②保険対象になる活動

〇 登録されたサロン活動
〇 自宅と会場の行き帰り（いつもの道）

③保険対象にならない活動

× 宿泊を伴う活動
× 寄り道をした場合
× 食中毒

④保険内容についての注意

保険内容は、年度によって変更となる場合があります。

4. 助成金について

※サロン活動助成金交付申請書兼請求書の書き方はＰ８をご参照ください

（1）助成について

登録サロンは、年度内に１団体１回に限り、助成金を申請し、交付を受けることが出来ます。

助成金には、活動助成と設立助成の２種類があります。

（2）申請の受付期間について

申請は、毎年度 4 月 1 日から 12 月 31 日まで受け付けております。

※次年度以降も助成金の交付を希望する場合は、毎年度、助成金交付申請が必要です。

（3）助成の種類について

①活動助成　…サロン運営に必要な経費のうち、以下のものについて助成します。

対象経費（項目）	対象
会場賃借料	サロンの会場を借りるための費用
広報通信費	チラシ作成料と郵便物の送料
諸謝金	外部講師謝礼等
消耗品費	活動に必要な材料費等（飲食代は不可）
体験会における茶菓子代	新規参加者に向けた体験会であり、かつ広報活動（チラシ作成・配布等）を伴う場合に限り助成対象（上限 2,000 円）
その他本会会長が必要と認めるもの	上記の他、本会会長が必要と認めた活動経費

②設立助成　…初めて助成金を申請する団体で、設立２年目以内のサロンに対し、以下のものについて助成します。

対象経費（項目）	内容
初期投資費用	新規にサロンを設置するために必要な初期投資費用として必要なもの（什器備品の購入等）
活動助成で定めた経費	会場賃借料、広報通信費、諸謝金、消耗品費、体験会における茶菓子代、その他会長が必要と認めた経費

（4）助成金額について

①活動助成

開催回数	助成金額
月１回	**年５，０００円以内**
月２～３回	**年１０，０００円以内**
月４回以上または週１回以上	**年１５，０００円以内**

②設立助成

助成要件	助成金額
初めて助成金を申請する設立２年目以内の登録サロン	**年２０，０００円以内**

※活動助成と設立助成の同時交付はできません。

（5）助成金の返還について

助成金の交付を受けた登録サロンが、次に該当する場合、助成金の一部又は全部の返還を求める場合があります。その場合、「ふれあい・いきいきサロン活動助成金返還通知書（第１２号様式）」により、当該サロンに通知いたします。

①不正な方法により助成金の交付を受けたとき
②助成金を交付目的以外に使用したとき
③当該年度の運営・活動経費が、すでに助成交付した金額を下回るとき
④その他、「ふれあい・いきいきサロン事業推進要綱」の規定に違反したとき

第１号様式（第４条関係）

記入見本

記入日　R8　年　4　月　1　日

社会福祉法人
多摩市社会福祉協議会　会長　殿

ふれあい・いきいきサロン登録申請書

サロン名	TAMA たまサロン
登録内容の変更有無	□ 前年度から変更なし（変更がない場合は☑を入れてください） **※変更がない場合、以下の記入は不要です。**

代表者	住　所	〒２０６－●●●●　多摩市落合●－●－●		
	ﾌﾘｶﾞﾅ	サロン　ヤルゾウ		
	氏　名	佐論　やる三		
	自宅	042（●●●）●●●	メール	
	携帯	090（●●●）●●●	FAX	
連絡責任者 ※書類送付や連絡の窓口となる方 ※代表者と同じ場合は記入不要	住　所	〒２０６－●●●●　多摩市落合●－●－●		
	ﾌﾘｶﾞﾅ	タマノ　ミドリ		
	氏　名	玉野　みどり		
	自宅	（　　）	メール	●●●●●@●●.jp
	携帯	090（●●●）●●●	FAX	

開催日時
※開催曜日に○をつける
※不定期の場合は備考欄へ記入

	月	火	水	木	金	土	日
第１週							
第２週		○					
第３週							
第４週		○					
第５週							

時　間	10：30　～　12：00
備　考	祝日は休み

開催場所	名　称	落合●●集会所 (集会所・公共施設・個人宅・その他＿＿＿＿＿＿)
	住　所	多摩市落合●－●
活動の内容	茶話会、体操、年に数回の外出（花見など）	
参加費	１回　200　円　・　月額　　円	
参加人数	１回あたりの参加者　10　名（内　運営スタッフ　3　名）	

添付書類　ふれあい・いきいきサロン世話人（スタッフ）名簿（任意書式）

第６号様式（第１０条関係）　　**記入見本**

R8年　　4月　　1日

社会福祉法人
多摩市社会福祉協議会　会長　様

サロン名：　ＴＡＭＡたまサロン

代表者名：　佐論　やる三

８年度　ふれあい・いきいきサロン活動助成金交付申請書兼請求書

「ふれあい・いきいきサロン活動助成金」について、下記のとおり申請します。

記

１．助成金種別・金額

＼	区分	種別	助成金交付額
	活動助成	月１回実施	年 5,000 円
○	活動助成	月２回または３回実施	年 10,000 円
	活動助成	月４回以上または週１回以上実施	年 15,000 円
	設立助成		年 20,000 円以内

↑該当するものに○を付けてください。

２．収支予算内訳（見込）　※収入と支出の合計額が一致するように記入のこと。

＜収　入＞

項　目	予　算　額	内容
ふれあい･いきいきサロン助成金	10,000 円	
ご近所ふくし応援助成金	円	
参加費	96,000 円	２００円×２０名×２回×１２ヶ月
社協以外の助成金	円	
合　　計	106,000 円	

＜支　出＞

項　目	予　算　額	助成金充当額	内容（※必ず記載）
会場賃借料	8,000 円	8,000 円	集会所使用料
広告通信費	32,000 円	円	チラシ作成費用
諸謝金	36,000 円	円	講師費用（４回分）
消耗品費	26,000 円	円	資料代等
体験会における茶菓子代	4,000 円	2,000 円	茶菓子代
	円	円	
合　　計	106,000 円	10,000 円	

※ 振込先口座は、裏面の記入欄にご記入をお願いいたします。

【助成金の振込先】本助成金については、下記の口座への振り込みを指定します。

<table>
<tr><td rowspan="3">振込口座</td><td colspan="4">振込先金融機関

〇〇　　銀行・信用金庫・農協・他（　　）

△△　　本店・支店</td></tr>
<tr><td>普通</td><td>当座</td><td>支店番号
▽▽</td><td>口座番号
◇◇</td></tr>
<tr><td>口座
名義</td><td colspan="3">ﾌﾘｶﾞﾅ　サロン　ヤルゾウ
佐論　やる三</td></tr>
</table>

【添付書類：通帳のコピー】

口座名義および口座番号が、はっきりと確認できるページの写しを**提出してください**。（※ネット銀行の場合は、画面のスクリーンショットを印刷して同封してください。）

第１１号様式（第１４条関係）

記入見本

R9 年　4 月　1 日

社会福祉法人
多摩市社会福祉協議会　会長　様

令和８年度　ふれあい・いきいきサロン事業実績報告書

【事　業　報　告】

年間延べ開催数	年間延べ参加者数（内新規参加者数）
24 回	360 名（内新規参加者 12　名）

【収 支 決 算 報 告】
【収入】

項　　目	金　　額	内容
ふれあい・いきいきサロン助成金	10,000 円	
ご近所ふくし応援助成金	円	
参加費	72,000 円	２００円×１５名×２回×１２ヶ月
社協以外の助成金	円	
合　　計	82,000 円	

【支出】

項　　目	金　　額	助成金充当額	内容（※必ず記載）
会場賃借費	14,000 円	8,000 円	集会所使用料
広告通信費	10,000 円	円	チラシ作成費用
諸謝金	10,000 円	円	講師費用（４回分）
消耗品費	1,0000 円	円	折紙、紙皿、紙コップ
体験会における茶菓子代	5,000 円	2,000 円	お茶菓子費用（年１回分）
	2,0000 円	円	お茶菓子費用
合　　計	69,000 円	10,000 円	

※領収書等経費の証憑書類の提出を必要に応じて求める場合があります。

サロン名　　ＴＡＭＡたまサロン

代表者名　　佐論　やる三

受付日

第５号様式（第７条関係）

記入見本

令和８年度　ふれあい・いきいきサロン活動内容等変更届

サロン名	ＴＡＭＡたまサロン
変更事項	※変更があった項目のみ、□にチェックと記入をしてください。
□サロン名：	
□代表者（氏名・住所・電話番号）：	
□連絡責任者（氏名・住所・電話番号）：	
□開催場所：	
☑開催日時：	13：00～15：00 に変更
□参加費：	
□その他：	

上記のとおり変更いたしましたので、届け出いたします。

令和８年　１０月　２０日

代表者名　　佐論　やる三

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会　会長　様

[社協記入欄]

	受　付　日

4. ふれあい・いきいきサロンQ＆A

(1)登録について

Q．オンラインでの開催も登録できますか？
A．はい、オンラインでの開催も登録可能です。

Q．活動内容にはどのようなものがありますか？
A．茶話会、体操、食事会、健康麻雀、ボッチャなどがあります。
そのほかの活動についても、事前にご相談ください。

(2)助成金について

Q．「体験会」とは、どのような会のことですか？
A．新しい参加者を呼び込むことを目的として､広報を行ったうえで開催する会です。

Q．体験会における「茶菓子代」とは何ですか？
A．体験会で提供する、お茶やお菓子などの軽食にかかる費用です。
※お弁当やアルコールは対象外です。

Q．サロンを解散する場合、残った助成金はどうなりますか？
A．原則として返還手続きをしていただきます。まずはご相談ください。

(3)保険について

Q．補償金額について教えてください。
A．補償内容は以下のとおりです。

- 死亡・後遺障害保険金：250 万円
- 後遺障害保険金：後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の 4%～100%
- 入院保険金（1 日あたり）：2,000 円
- 手術保険金：
  入院中の手術…入院保険金日額×10 倍
  入院を伴わない手術…入院保険金日額×5 倍
- 通院保険金（1 日あたり）：1,000 円

※けがや事故が起きた場合は、速やかに事務局までご連絡ください。
ご不明な点がありましたら、ご相談ください。

(3)その他

Q．活動内容等変更届は、毎回様式での提出が必要ですか？
A．一時的な場所や時間の変更については、メールや電話等でのご連絡でも差し支えありません。なお、恒久的な変更については、様式による提出をお願いいたします。